

「持続可能な環境の創造と保全に関する協定」 の締結事業者を募集しています。

～環境に配慮した取組みを実践しませんか～



持続可能な環境の創造と保全に関する協定は、市と事業者が連携を図りながら、環境にやさしいまちづくりを推進していくため、事業者の方々に環境に配慮した取組みを実践していただくことを目的としています。

この協定は、市と事業者との間で締結するものですが、これまでの規制という概念ではなく、事業者の方々に環境に配慮する意識を持ち続け、率先して行動していただくことを目指した、罰則規定のない「紳士協定」です。

対象の事業者

市内に事業所を置き、自らの事業活動に伴う環境への負荷低減等のために、環境に配慮した活動を促進しようとする事業者

協定の内容

- 公害の未然防止
- 省エネルギーの推進
- 廃棄物の減量
- 緑化の推進
- 美化活動の推進
- 環境マネジメントシステム導入
- 従業員への環境教育 など

締結のメリット

- 環境に配慮した取組みを積極的に行っていることを対外的に広報することができます。
- 市より事業者向けの補助金制度などの情報提供を随時行います。



協定の詳細は右のQRコードのリンクから、市のホームページで確認していただけます。



協定の締結を希望される事業者は、下記の問い合わせ先まで、申込みをお願いします。

【お問合せ・お申込み】

八幡市 建設産業部 環境政策課 (場所：本庁4階42番窓口)
電話：075-983-2795 ※月～金曜日 平日8時30分～17時15分
メールアドレス：kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp